

令和6年度

地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域  
受益地調査・営農計画調査検討その他業務

特 別 仕 様 書

関東農政局 利根川水系土地改良調査管理事務所

項 目	内 容															
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(一般事項) 第1-5条</p> <p>(管理技術者) 第1-6条</p>	<p>令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査検討その他業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、渡良瀬川沿岸地域において、受益地調査・及び営農計画調査を行うものである。</p> <p>本業務において対象となる位置は、栃木県足利市及び群馬県桐生市他3市4町地内で、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図る。</li> <li>(2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。</li> <li>(3) 現地調査にあたっては、言動等に十分注意を払い、住民等から無用の不審を招かないよう十分注意するものとする。</li> <li>(4) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。</li> <li>(5) 施設内に立ち入る場合は、監督職員及び施設管理者等関係機関との連絡調整を密接に行い、安全かつ効率的に実施できるよう配慮しなければならない。</li> </ol> <p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 1442 1461 1910"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>農 業</td> <td>農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>当該業務に関連する学術部門</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	—	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	—														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—														

項 目	内 容															
(照査技術者) 第 1-7 条	<p>1 照査技術者は、共通仕様書第 1-7 条第 2 項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="475 338 1461 804"> <thead> <tr> <th data-bbox="475 338 836 376">資 格</th> <th data-bbox="836 338 1102 376">技術部門</th> <th data-bbox="1102 338 1461 376">選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="475 376 836 512">技術士</td> <td data-bbox="836 376 1102 512">総合技術監理</td> <td data-bbox="1102 376 1461 512">           農業－農業土木            農業－農業農村工学            農業－農村地域計画            農業－農村地域・資源計画         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 512 836 616">〃</td> <td data-bbox="836 512 1102 616">農 業</td> <td data-bbox="1102 512 1461 616">           農業土木、農業農村工学            農村地域計画            農村地域・資源計画         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 616 836 712">博士</td> <td data-bbox="836 616 1102 712">当該業務に関連する学術部門</td> <td data-bbox="1102 616 1461 712">—</td> </tr> <tr> <td data-bbox="475 712 836 804">シビルコンサルティングマネージャー</td> <td data-bbox="836 712 1102 804">農業土木</td> <td data-bbox="1102 712 1461 804">—</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 業務実施計画作成時</li> <li>② 受益地調査の終了後段階</li> <li>③ 営農計画（案）の作成終了段階</li> <li>④ 点検・取りまとめ段階</li> <li>⑤ その他、監督職員が指示した場合</li> </ol> <p>3 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画	〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画	博士	当該業務に関連する学術部門	—	シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学 農業－農村地域計画 農業－農村地域・資源計画														
〃	農 業	農業土木、農業農村工学 農村地域計画 農村地域・資源計画														
博士	当該業務に関連する学術部門	—														
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	—														
(担当技術者) 第 1-8 条	<p>担当技術者は共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p>															
(配置技術者の確認) 第 1-9 条	<p>共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</li> <li>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。</li> </ol>															
(保険加入) 第 1-10 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p>															
第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2-1 条	<p>この業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を得るものとする。</p>															

項 目	内 容			
	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
(作業条件) 第 2-2 条	1	[改訂版] 新たな土地改良の効果算定マニュアル	(株)大成出版社	平成 27 年 9 月
	<p>本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p> <p>(1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工法計画立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合わせを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。</p>			
(参考図書) 第 2-3 条	設計作業の参考にする図書は、共通仕様書第 2-1 条によるほか次表によるものとする。			
(貸与資料) 第 2-4 条	番号	名 称	発 行 所	制定(改訂)年月
	1	国営土地改良事業調査計画マニュアル	(一社)農業土木事業協会	平成 5 年 3 月
貸与資料は、次のとおりである。				
貸 与 資 料				数量
事業誌 渡良瀬川 (S59 年 9 月)				1 式
平成 31 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域整備構想検討業務 報告書				1 式
令和 2 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書				1 式
令和 3 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書				1 式
令和 4 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農・施設整備構想検討業務 報告書				1 式
令和 5 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域営農計画及び施設整備構想検討その他業務 報告書【暫定版】				1 式

項 目	内 容				
(貸与資料等の取扱い) 第 2-5 条	<p>第 2-3 条、第 2-4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い、設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括返納しなければならない。</p> <p>(3) 上記記載資料以外の貸与資料がある場合には、その旨監督職員から指示する。</p>				
(関連業務) 第 2-6 条	<p>本業務と関連する主な業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にし、互いに協調の図られた業務成果とすること。</p> <table border="1" data-bbox="464 752 1380 1008"> <thead> <tr> <th data-bbox="464 752 1070 813">業務名</th> <th data-bbox="1070 752 1380 813">業務実施期間 (予定)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="464 813 1070 1008">           令和 6 年度            地域整備方向検討調査            渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他            業務 (仮称)         </td> <td data-bbox="1070 813 1380 1008">           R6. 5～R7. 3         </td> </tr> </tbody> </table>	業務名	業務実施期間 (予定)	令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他 業務 (仮称)	R6. 5～R7. 3
業務名	業務実施期間 (予定)				
令和 6 年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域用水計画 (案) 検討その他 業務 (仮称)	R6. 5～R7. 3				
第 3 章 作業内容 (作業項目及び数量) 第 3-1 条	<p>本業務における作業項目及び数量は、別紙 1 【作業項目内訳表】に示すとおりである。</p>				
(作業の留意点) 第 3-2 条	<p>業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2-1 条、第 2-3 条、第 2-4 条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が所有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。</p> <p>(3) 現地作業を行う場合は、労働安全衛生法等の諸法令を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 立入許可が必要な施設内に立ち入る場合は、事前に監督職員と日程調整を行うものとする。</p> <p>(5) この業務に必要な測定器・器具等は、受注者の負担で用意しなければならない。</p> <p>(6) 現地調査にあたっては、施設に損傷等を与えないよう十分留意して行うものとし、現地作業において施設損傷等を与えた場合は、受注者の責任において復旧するものとする。</p> <p>(7) 貸与を受けた調査器具等物品については、盗難防止等の管理を徹底するものとし、不測の事態が生じた際は速やかに監督職員に連絡・調整するものとする。</p> <p>(8) 業務にあたっては学識経験者の助言を得て進めるものとする。</p> <p>(9) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。</p>				

項 目	内 容
<p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p> <p>第5章 技術提案書 の取扱いについて 第5-1条</p>	<p>共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p> <p>(1) 打合せ時期 初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (受益地調査の終了後段階) 第3回 中間打合せ (営農計画 (案) の作成終了段階) 第4回 中間打合せ (点検取りまとめ段階) 最終回 報告書原稿作成段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>(2) 打合せ場所 WEB 会議を基本とするが、対面による打合せとする場合は、関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所で行うものとする。</p> <p>技術提案書における技術提案内容については、共通仕様書第1-11条に示す業務計画書に反映のうえ作成し、監督職員の承諾を得るものとする。また、技術提案内容の履行確認にあっては、業務完了時までに履行が確認できる資料を監督職員に提出するものとする。 なお、技術提案書を業務計画書に添付しないこと。</p>
<p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第6-2条</p>	<p>成果物を共通仕様書第1-17条に基づき作成し、提出しなければならない。</p> <p>1. 成果物の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副2部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) により別途1部を提出するものとする。</p> <p>2. 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。</p> <p>3. 要約版 1部</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 千葉県柏市根戸471-65 関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所</p>

項 目	内 容
第7章 契約変更 (契約変更) 第7-1条   第8章 定めなき事項 (定めなき事項) 第8-1条  (再調査) 第8-2条	<p>業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第2-2条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。</li> <li>(2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。</li> <li>(3) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。</li> <li>(4) 第7-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。</li> <li>(5) 履行期間の変更が生じた場合。</li> <li>(6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。</li> <li>(7) その他</li> </ol> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p> <p>調査結果が調査目的に合致せず、その原因が受注者に起因すると認められる場合は再調査を命ずることがある。 この場合、変更協議の対象としない。</p>

## 令和6年度 地域整備方向検討調査 渡良瀬川沿岸地域受益地調査・営農計画調査その他業務

## 〔作業項目内訳表〕

作業項目	作業内容	作業量
1. 準備作業		
1-1. 資料の検討	過年度に実施した調査結果等、貸与された資料を把握・整理し、作業計画を検討・樹立する。	一式
1-2. 現地調査	本業務の実施に当たり必要となる現地調査を行う。	一式
2. 受益地調査		
2-1. 一筆調書の更新・修正	<p>過年度に整理した一筆調書について、発注者より貸与する各土地改良区の土地原簿(最新時点)、各市町の農地台帳(最新時点)を反映し時点更新するとともに、土地改良区組合員情報、耕作者情報等を追加する。 また、発注者より貸与する登記簿データと突合を行い、登記簿情報(所在、地目、地積、土地所有者)を追加する。</p> <p>なお、各データ間の不突合筆は、土地改良区等へ原因や対処方針等を確認し不突合の解消を行い、受益面積の集計表を更新する。</p> <p>・9市町、8土地改良区:約6,600ha(約58,800筆) ・過年度業務(令和4年度)における受益農地との突合率(農地台帳との突合率は筆数ベース85%、地番図との突合率は筆数ベース86%でどちらも不突合筆リスト有り)</p>	一式
2-2. GISデータの更新・修正	過年度に整理したGISデータについて、一筆調書と整合を図り更新・修正する。 また、受益図の更新を行う。	一式
3. 営農計画調査		
3-1. 営農実態調査(調整水田等)②	<p>受益市町から収集した筆別転作実績のうち、受益地内で調整水田・自己保全管理等の不作付と申告された筆について作付状況の確認を行い、確認結果を取りまとめる。</p> <p>具体的には、①発注者が貸与する筆別転作実績データを受益地調査のGISデータと突合し、対象筆をプロットした現地調査用図面(スマホ、タブレットで現在地とともに確認できるもの)等を受注者で準備する。②現地調査は、発注者で行う。(2人で12日程度を想定)③調査結果として、集計表(筆ベース・面積ベース)、調査結果図面を取りまとめる。</p> <p>・3市町の田受益のうち不作付と申告された農地:約2,200筆、約160ha程度</p>	一式
3-2. 営農計画(案)の更新・修正	<p>過年度に整理した営農計画(案)(事業概要、地域の概要、地域農業の現状と課題、営農計画の基本方針、関係機関における農業振興方策まとめ、土地利用計画(案)、作付体系等)について、受益地調査、最新の統計資料、市町の転作実績、県・市町の各種振興計画及び過年度の営農検討部会での検討等を踏まえて、更新・修正する。</p> <p>市町の転作実績については、過年度の整理では、5ヶ年分のデータが揃っていないものがあるが、足りないデータは発注者が貸与する。また、過年度の整理では、市町集計値を用いていたが、関係大字集計値に見直すことを検討する。</p>	一式
4. 点検・取りまとめ	上記各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	一式

※本地域の受益市町は、足利市、太田市、桐生市、館林市、みどり市、千代田町、大泉町、板倉町、邑楽町。

※本地域の関係土地改良区は、阿左美沼、岡登堰、藪塚台地、三栗谷用水、待矢場両堰、赤郷台地、邑楽、板倉台地。